

建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく許可に係る包括同意基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市建築審査会が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第14項第1号の規定に基づく許可に係る同意を求められた場合、許可申請に係る建築物（以下「計画建築物」という。）で、防災の観点から必要なものに、あらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、計画建築物及びその敷地が建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく許可基準（以下「許可基準」という。）に適合するほか、次の各号に掲げる要件を満たすものに限り適用する。

- (1) 対象建築物は、共同住宅の用途に供する部分を有するもの及びこれに附属するものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する施設を設置するものであること。
 - ア 許可基準第2条第3号に掲げる防災用備蓄倉庫（以下「防災用備蓄倉庫」という。）
 - イ 許可基準第2条第4号に掲げる防災対応トイレ（以下「防災対応トイレ」という。）

(容積率の緩和の対象)

第3条 容積率の緩和の対象となる部分は、前条第2号に掲げる施設のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 防災用備蓄倉庫 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 居住者の共有となる食料、飲料水、生活必需品等の非常持出品を常時備蓄するものであること。
 - イ 各住戸の専用部分及び共同住宅の用途に供する部分以外の部分に設けないこと。
- (2) 防災対応トイレ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 給排水及び照明等の設備機器については、停電時に使用可能なものであること。
 - イ 居住者が共同で使用できる避難階の共用部分に設けること。

(容積率の緩和の限度)

第4条 容積率の緩和を受ける防災用備蓄倉庫の床面積は、一の住戸につき0.25平方メートルを限度とする。

2 容積率の緩和を受ける防災対応トイレの床面積は、5平方メートルを限度

とする。

(建築審査会の同意)

第5条 この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

第6条 特定行政庁は、この基準により許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、計画建築物に係る許可の報告をしなければならない。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日より施行する。